

訪問介護事業所「ともいきの杜 ^{おうちだに} 樗谿」 運営規程

(事業の目的)

第1条 株式会社エヌケーシーが設置する「ともいきの杜 樗谿」訪問介護事業所（以下「事業所」という。）において実施する指定訪問介護及び第1号訪問事業（鳥取市及び岩美町、訪問介護相当サービス）（以下「指定訪問介護等」）の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は訪問介護員研修の修了者（以下「訪問介護員等」という。）が、要介護状態（第1号訪問事業にあつては要支援状態または事業対象者）となった高齢者に対し、適正な指定訪問介護等を提供することを目的とする。

(指定訪問介護の運営の方針)

第2条 指定訪問介護の基本方針として、訪問介護員等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(第1号訪問介護の運営の方針)

第3条 第1号訪問介護の基本方針として、利用者の心身機能の改善、環境調整等を通じて、利用者の自立を支援し、生活の質の向上に資するサービス提供を行い、利用者の意欲を高めるような適切な働きかけを行うとともに、利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行うこととする。

2 第1号訪問介護の実施手順に関する具体的方針として、サービス提供の開始に当たり、利用者の心身状況等を把握し、個々のサービスの目標、内容、実施期間を定めた個別計画を作成するとともに、個別計画の作成後、個別計画の実施状況の把握（モニタリング）をし、モニタリング結果を包括支援センター、居宅介護支援事業所等へ報告することとする。

3 第1号訪問介護の提供に当たっては、利用者の心身機能、環境状況等を把握し、介護保険以外の代替サービスを利用する等効率性・柔軟性を考慮した上で、利用者のできることは利用者が行うことを基本としたサービス提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名 称 訪問介護事業所 ともいきの杜樗谿
- ② 所在地 〒680-0015 鳥取市上町19-1

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第5条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1名(常勤)

管理者は、事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に事業に関する法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行う。

(2) サービス提供責任者 1名以上(常勤)

サービス提供責任者は、次に掲げる事項を行う。

- ・訪問介護計画(介護予防サービス支援計画)の作成・変更等を行い、利用の申込みに係る調整をすること。
- ・利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握し、サービス担当者会議への出席、利用者に関する情報の共有等居宅介護支援事業者等との連携に関すること。
- ・訪問介護員に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達し、業務の実施状況を把握すること。
- ・訪問介護員の能力や希望を踏まえた業務管理、研修、技術指導その他サービス内容の管理について必要な業務等を実施すること。

(3) 訪問介護員等 1名以上

訪問介護員等は、訪問介護の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- ① 営業日 毎日
- ② 営業時間 午前7時から午後7時までとする。
- ③ サービス提供時間 午前7時30分から午後6時30分までとする。
- ④ 尚、電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする。

(事業の内容及び利用料等)

第7条 指定訪問介護の内容は次のとおりとし、指定訪問介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、指定訪問介護が法定代理受領サービスであるときは、介護保険証及び介護保険負担割合証による自己負担に応じた額とする。

- ① 身体介護
- ② 生活援助

2 第1号訪問事業の内容は次のとおりとし、その提供した場合の利用料の額は、鳥取市及び岩美町の定める基準によるものとする。そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、介護保険証及び介護保険負担割合証による自己負担に応じた額とする。

3 第9条の通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要した交通費は、事業所の実施地域を越える地

点から自宅までの交通費の実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

① 事業所の実施地域を越える地点から、片道5キロメートル未満 500円

② 事業所の実施地域を越える地点から、片道5キロメートル以上 800円

4 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、旧鳥取市とする。ただし、実施地域以外は事業所との相談とする。

2 第1号訪問事業においては、旧鳥取市及び岩美町、とする。ただし、実施地域以外は事業所との相談とする。

(緊急時等における対応方法)

第9条 訪問介護員等は、事業の提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

第10条 訪問介護員等の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

(苦情処理)

第11条 指定訪問介護等の提供に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情相談窓口の設置、苦情処理の体制及び手順の整備等必要な措置を講じるとともに、当該措置の内容を重要事項説明書への記載及び事業所内に掲示する等により利用者及びその家族に周知する。

2 事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、苦情の内容を記録して保存するとともに、その原因を解明し、再発を防止するため必要な措置を講じる。

3 事業者は、提供した指定通所介護等に関し、介護保険法の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

4 事業者は、提供した指定通所介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

(個人情報の保護)

第12条 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号）及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努める。

2 事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得る。

（虐待防止に関する事項）

第13条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じる。

- （1） 指定訪問介護事業所等における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、従業者等に周知徹底を図る。
- （2） 指定訪問介護事業所等における虐待防止の指針を整備する。
- （3） 指定訪問介護事業所等において、従業者等に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施する。
- （4） 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこととする。

（その他運営についての留意事項）

第14条 事業所は、すべての訪問介護員等（登録型の訪問介護員等を含む。以下同じ。）に対し、個別の訪問介護員等に係る研修計画を策定し、当該計画に従い、研修（外部における研修を含む。）を実施する。なお、研修計画は機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

① 採用時研修 採用後1カ月以内

② 継続研修 年1回以上

- 2 サービス担当者会議において利用者又はその家族の個人情報を用いる場合は、あらかじめ文書により同意を得るものとする。
- 3 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 4 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 5 利用者が、偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく市町村に通知する。
- 6 事業所は、指定訪問介護等に関する記録を整備し、その完結の日から5年間は保存する。
- 7 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社エヌケーシーともいきの杜樗谿事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成30年 1月 1日から施行する。

この規程は、平成30年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成30年 5月 1日から施行する。

この規程は、令和 3年 4月 1日から施行する。

この規程は、令和 6年 1月 1日から施行する。

この規程は、令和 6年 10月 1日から施行する。

この規程は、令和 7年 月 1日から施行する。